◆3割負担 予防通所リハビリテーション利用料◆

●サービス提供時間

要介護度	利用開始月からの月数	介護サービス費	日用品費	教養 娯楽費	食費 昼食700円 おやつ100円 (流動食460円)	自己負担額 (月額) 要支援1は月4回 要支援2は月8回の食費含む
要支援1	1~12ヶ月	6,957円/月	100円/日	200円/日	800円/日	11,357円
	13ヶ月以上	6,891円/月				11,291円
亜士授2	1~12ヶ月	13,565円/月				22,365円
要支援2	13ヶ月以上	13,435円/月				22,235円

^{*}基本単位:月額設定 日割り計算は行わない

●内訳

日用品費	ティッシュ、おしぼり、入浴用タオル・バスタオル・シャンプーリンス 石鹸、ボディーローション、綿棒等 (短時間利用は料金変動 1~2時間利用:0円、3~4時間利用50円)
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料等 (短時間利用は料金変動 1~2時間利用:0円、3~4時間利用100円)

●その他加算項目

加算項目	内 容	自己負担金額
科学的介護推進体制加算	進体制加算	
運動器機能向上加算	運動器機能向上計画書に従い運動器機能向上サービスを実施した場合	月:731円
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者へ説明及び必要に応じて相談を受けることに加え、厚労省に栄養管理情報を提出し、フィードバックを受け活用した場合	月:163円
栄養改善加算	低栄養状態の改善のため、管理栄養士が在宅での食事相談や栄養指導などの 栄養改善サービスを行った場合	月:650円
選択的サービス 複数実施加算(I)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち 2種類のサービスを実施し、いずれかのサービスを1月に2回以上行い、かつ いずれかのサービスを週1回以上実施すること。	月:1,560円
介護職員処遇改善加算	1ヶ月あたりの総単位数×0.047(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 上記合計金額の3割相当分	左記金額
介護職員等 特定処遇改善加算(I)	1ヶ月あたりの総単位数×0.020(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の3割相当分	左記金額
介護職員等 ベースアップ等支援加算	1ヶ月あたりの総単位数×0.010(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の3割相当分	左記金額

●その他サービス

種 類	内 容	自己負担金額
証明書	領収証明書	1, 100円
オムツ	紙おむつ…209円 パッド…30円	左記金額

^{*}上記金額には、サービス体制強化加算(I)要支援1:286円 要支援2:572円を含む。